

議 長 お諮りします。日程第2議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例と、日程第3議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2件の議案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に関する規定を整備するため提案するものです。よって、一括議題（松田町会議規則36条）、個別審議とさせていただきます。このように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。この2議案は一括議題、個別審議とすることに決定しました。

議 長 日程第2「議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第3「議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 それでは議長の御指示に基づいて提案をさせていただきます。議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。また並びにですね、議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸

提案理由。地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 それでは議案ごとに審議しますので、議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。改正の理由といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるととも

に、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正内容を御説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、議案を13枚おめくりいただきまして、参考資料の2のほうを御確認ください。一番最後ですね、のページになります。2月の全員協議会での資料で御説明をさせていただきたいと思っておりますが、3番の骨子を御覧ください。今回の条例改正に入る前に、主立った改正を再度御説明申し上げます。

①は定年の引き上げでございます。現在、職員は60歳に達する年度の3月31日をもって定年退職することとなっておりますが、令和5年度から段階的に引き上げ、令和13年度で65歳までに引き上げるものでございます。

②役職定年制の導入です。定年を引き上げる中で、組織の新陳代謝や活力維持のため、管理職を60歳に達した日の次の4月1日までに降任、すなわち管理職から役降りすることとしたものでございます。

③番目に定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳に達した以後に退職した職員が定年の日までの間、短時間勤務の非常勤職員である定年前再任用短時間勤務職員として勤務することができる制度でございます。定年引き上げと併せて60歳以降の多様な働き方を確保するものでございます。

④番、暫定再任用制の導入でございます。暫定再任用職員も65歳まで勤務できる制度です。ただし定年の引き上げ期間中の職員のみが対象でございます。定年の年齢が65歳に定着する令和14年度以降には、暫定再任用はなくなるため暫定としているところでございます。期間は令和5年度から13年度までの9年間でございます。定年前再任用短時間勤務職員と、条件面での違いはございません。

⑤番目でございます。60歳を超える常勤職員の給与引き下げです。定年延長による60歳以降の常勤職員の給与は、当面の間、直前の給料月額の7割水準となります。なお、管理職であった職員は役職定年により降格し、その給与の7割水準となると、2段階での減額となることから調整額が支給されることとなります。

それでは議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。恐れ入ります、議案を4枚お戻りいただきですね、10枚目の参考資料1の新旧対照表のほうで御説明申し上げます。右が現行でございます。左側が改正案でございます。改正案では本条例に目次を設け、第1章総則、第1条から第5章雑則、第13条までの章区分と附則を新たに設定します。また、第1条の前に第1章総則の章名を付してございます。

第1条の規定につきましては、地方公務員法の改正に伴い、新たに分限を加え、及び条ずれを改めるものでございます。

続きまして第2条の前に第2章定年制度、章名を付してございます。

第3条の規定につきましては、定年の年齢の規定を60歳から65歳に…65年に改め、同条のただし書を削るものでございます。

第4条第1項の規定につきましては、従前から定年退職の特例として勤務延長の規定が設けられていましたが、恐れ入ります、1枚おめくりください。次ページをお願いいたします。2ページの上から4行目のただし書を追加しですね、第9条の規定による役職定年が延長された職員はその限りにおいて同時に定年の勤務延長ができる規定となります。期間は異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないとしております。

第4条第1項第1号から第3号、並びに第4条第2項から次ページ、3ページの第5条までの改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い分限を改め、及び分限を新たに追加するものでございます。

第6条以降につきまして全て条項を新設するものでございます。第6条の前に第3章管理監督勤務上限年齢制の章名を付しております。

第6条の規定は、町の給与条例第7条第1項に規定する管理職手当が支給される職員を役職定年の対象とするものでございます。参事、課長、専任主幹の職が該当になります。

第7条の規定は、役職定年となる年齢を60歳と規定するものでございます。

第8条の規定では、役職定年する職員を降任させる際の3つの基準を遵守しなければならない規定を定めたものでございます。恐れ入りますが1枚おめく

りくださいます。第1号は適性のある職に降任させること。第2号はできる限り上位の職に降任をさせること。第3号は役職が上位の職員と同時に降任させるときは、上位の職員と同等かあるいは下位の職員に降任させること。この3つの要件を遵守事項として規定していただくものとさせていただきます。

第9条の規定は、役職定年の特例を定めるものとさせていただきます。役職定年となる職員について、その降任により公務の運営に著しい支障が生じる場合は、第1号から第3号の規定する事由があるときは、役職定年する時期を1年間延長し、引き続き同じ役職に就かせることができるものとするものとさせていただきます。

恐れ入ります、5ページのほうをお願いいたします。第1号の規定は、当該職務が高度の知識や技能、経験が必要とするものであること。第2号の規定は、当該職務に係る勤務環境や勤務条件に特殊性があること。第3号の規定は、当該職員を職務を担当する職員の交替が業務遂行上重大な障害となる特別の事情があることと、3つの規定をしております。

第9条第2項は第1項の異動期間が再延長できる規定を設けており、役職定年の延長の期限が終了した時点で、前項の事由に引き続き該当するときは、さらに1年の延長をすることができることとし、最大3年までの延長を可能とする規定としております。

1枚おめくりいただき、次ページ、6ページをお願いいたします。第10条の規定は、第9条の規定による役職定年の延長をする場合には、その職員の同意を必要とするものとしております。

続いて第11条では、第9条第1項の各号で規定する役職定年の延長のための要件が消滅した場合は降任することを定めたものとさせていただきます。

第12条の前に、第4章の定年前再任用短時間勤務制の章名を付していただきます。第12条の規定は、60歳に達した日以後に退職した常勤職員を選考により定年退職日相当まで定年前再任用短時間勤務として採用することができる規定でさせていただきます。

第13条の前に、第5章雑則の章名を付していただきます。第13条は雑則として必要な事項を規則に委任する規定でさせていただきます。

恐れ入ります、7ページのほうを御覧くださいませ。次に、この定年条例の制定附則の改正でございます。第3項に、定年に関する経過措置の規定を新設するもので、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、2年ごとに1歳ずつ定年の年齢を階的に引き上げる旨を定めるものでございます。第4項の規定は、松田町国民健康保険診療所の医師においては、第3項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は定年の年齢を65歳とするものでございます。第5項は、7ページから次ページに続きますが、第5項の規定は、職員が59歳になる年度には、60歳以降の任用や給与等に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認する旨を定めたものでございます。

恐れ入ります、9ページお戻りいただきまして、議案本文7ページを御覧ください。議案本文7ページでございます。本条例会則の附則について御説明いたします。まず附則第1条として、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、1枚おめくりいただき8ページをお願いします。第2条は勤務延長による経過措置を定めるものでございます。本条例改正前の旧定年条例により勤務延長された職員が、改正後も勤務延長事由に該当するときは、引き続き3年を限度に勤務延長を可能とするものでございます。第2項は定年年齢の引き上げ中において、一旦定年年齢に達した職員は、勤務延長をしても昇任や降任、転任といった異動をすることはできないとするものでございます。

恐れ入ります、9ページを御覧ください。附則第3項でございます。第3項は、勤務延長における職員の同意義務や、勤務事由の消滅による兼務延長の終了といった、改正後の定年条例第4条第3項から第5項の規定について、附則第2条第1項の規定による勤務について準用するものでございます。

附則第3条第1項は、本条例改正の施行日前に定年退職した職員については、選考により1年の任期で暫定再任用フルタイム職員として採用することができ

るとしたものです。第1号は施行日前に退職した者、第2号は旧条例の規定により定年延長した者、第3号は25年以上勤務し退職してから5年以内の者、第4号は25年以上勤務し退職してから5年以内に再任用等をした者でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただいて10ページをお願いいたします。附則第3条第2項では、本条例改正の施行日後に定年退職した職員等について、暫定再任用フルタイム職員として採用することができるとしたものでございます。第1号は施行日後に退職した者、第2号は施行日後に勤務延長された後に退職した者、第3号は定年前再任用短時間勤務職員の任期を満了した者、第4号は25年以上勤務し退職してから5年以内の者、第5号は25年以上勤務し退職してから5年以内に再任用等をした者でございます。

第3条第3項は、次ページ11ページにまたがりませんが、附則第3条第3項は前2項の職員について65歳になるまで1年の任期で降任を可能とする規定でございます。

恐れ入ります11ページのほうをお願いいたします。附則第4項は、暫定再任用職員の任期を更新する際は、勤務実績や人事評価等が良好な場合に限るものとしたものでございます。第5項は、暫定再任用職員の任期を更新する際は、職員の同意を必要とするものでございます。

附則第4条は、本条例改正の施行日前に定年退職した職員等については、選考により1年の任期で暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるとしたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。附則第4条第2項は、本条例改正の施行日後に定年退職した職員等について、暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるとしたものでございます。附則第3項は、任期の更新について定めた附則第3条第3項から第5項の規定について、暫定再任用短時間勤務職員に準用することを定めたものでございます。

本条例の改正根拠である地方公務員法の改正法附則第8条第3項及び第4項では、施行日前に採用された暫定再任用職員のうち、定年に達してない職員であっても昇任等ができないことが定められており、その定年が定められていな

い職及び定年年齢を条例で定めることとされております。

附則第5条は、定年が定まっていない職として、施行日以後に設置された職等を規定し、その職の定年の年齢をその職が施行日前に設置されていたものとした場合における定年年齢として、第5条第2号に定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。附則第6条第1項及び第2項については、前2項の規定について短時間勤務の職とした場合の規定であり、定める職及び年齢は同様のものでございます。

続いて地方公務員法改正法附則第8条第5項においては、暫定再任用職員は定年年齢が引き上げられても定年に達しているものと見なす旨が定められており、その引き上げ前の定年が定まっていない職及びその対象者について条例で定めることとされております。

第7条第1項では、引き上げ前の定年が定まっていない職として施行後に設置された職等を規定し、その職の対象者、対象職員をその職が施行日前に設置していたものにした場合において、定年年齢に達しているものとして第2号及び第3号に定めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。第8条は、一旦定年に達している職員については、定年引き上げ期間中により定年が引き上げられても、定年前再任用短時間職員には採用できないことを定めたものでございます。

恐れ入ります、15ページ目でございます。9条でございます。9条は先に御説明申し上げましたとおり、任用に関する情報提供と意思を確認を行う年齢を定めるものでございます。令和5年度に60歳となる職員を規定したものでございます。なお、参考資料には2月の全員協議会で御説明申し上げました松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上      ここでですね、定年が60歳から65歳になるという、地方公務員法とですね、松田町職員の定年に関する条例の一大改革だというふうに理解しています。今の説明でですね、かなり丁寧な説明を頂き、ありがとうございました。条例とか附則ではなくですね、参考資料の2についてのちょっと質問があるんですけども。参考資料2のですね、最後の3ページにですね。60歳を超える常勤職員の給与引き下げというところで、絵があります。そこでですね、60歳を超えるとですね、7割水準になると。役職定年はですね、7割水準。で(B) + 調整額(A - B)ということで、これはここに書いてある内容の理解、私の理解ですと、課長の職にある者は役職定年で主幹に降格をすることの説明だと思います。ただその場合ですね、この調整額A - Bで3,400円と。そこが調整額になるんで、7割水準のBから調整額A - Bをそれに足すんだということですけども。これは単純にA × 70%、このグラフみたいな絵の中の左側のほうに書いてある28万100円ですか。それとですね、この主幹で降格した部分のその3,400円の調整額をやったもの。その違いがですね、同じ結果になるのではないかなと思ひまして。なぜ役職定年者について7割水準の(B) + 調整額(A - B)ということをおざわざここに説明としてあるのか。そうならない場合の違い等があるのかを確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

総 務 課 長      今、井上議員の御質問にお答えします。まず課長の給料から降任で、60歳になって降任ということで、まず主幹級に降格というか降任をします。そのときに給料が7割にダウンでこれ28万100円ということなんです。主幹級で一番直近で近いのがこの給料、39万5,300です。この給料に対してさらに7掛けになります。7掛けになって右が27万6,700円になります。要は主幹級で28万100円という給料表がないので、主幹級のクラスで7掛けになります。本来であれば課長級の給料ですから28万100円が7割相当なんです。一番直近で27万6,700円になりますので、その差額分、要は28万100円は確保するためにその調整額というものが必要になる、そういうような形でございます。要は管理職でありますと、管理職手当というものが今まで支給されてるんですが、それがなくなって、さらに給料も7割ということに下がってしまいますので、その差額

分の補填という形になります。以上です。

6 番 井 上 今の確認しますと、28万100円、Aのところなんで40万100円×70%で28万100円ということになるんですけども。それに該当する部分というのは、主幹級の給料表にないということで、実際にこの最終的にもらえる額、給料表にあるのは、27万6,700円というものが給料表にあつて、それに調整額に3,200円、これは計算上で出すという、それを加えなければいけないという理解でよろしいんですか。

総 務 課 長 ごめんなさい、すみません、ちょっと私の認識が違ってます、ごめんなさい。要は40万100円に一番近い主幹級の給料表が39万5,300円。その7掛けという形になります。すみません。

6 番 井 上 じゃあ給料表ではですね、ここで役職定年となった方の給料表というのは、39万5,300円の給料表に該当をすると。実際に支給を受ける額はその70%なんだけれども、そうすると27万6,700円になってしまうので、実際にはもっと3,400円余計にもらえるんだよと。そこについては給料表としてはそれに該当する部分で、それに7割換算のものと、あとさらに調整額の3,400円が実際に支給に該当するという理解でよろしいでしょうか。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 はい、了解しました。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。